

国立大学法人弘前大学と独立行政法人放射線医学総合研究所との間の
教育、研究及び医療の連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学と独立行政法人放射線医学総合研究所は、緊急被ばく医療における教育、研究及び医療の連携に関し、本協定を締結する。

(目的)

第1条 両者は、双方の自主性を尊重しつつ、教育研究活動の一層の充実を図るとともに、相互の教育研究協力を推進し、我が国の緊急被ばく医療の発展・継承に寄与する。

(連携分野及び連携内容)

第2条 連携分野は、緊急被ばく医療に関することとし、連携内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員、研究員、学生、研究生等の交流に関すること。
- (2) 研究資料、刊行物及び研究情報の交換等に関すること。
- (3) 施設及び設備の共同利用に関すること。
- (4) 被ばく患者の治療に関すること。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の際に、いずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

また、協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、相互に各1通を保有するものとする。

平成20年10月 2日

青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学
学長 遠藤正彦

遠藤正彦

千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号
独立行政法人放射線医学総合研究所
理事長 米倉義晴

米倉義晴